

第1部 総則

第1節 計画の方針

1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議^{*}が作成する計画であり、本市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、本市、指定地方行政機関、自衛隊、大阪府、大阪府警察、指定公共機関、及び指定地方公共機関等防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

※大阪市防災会議

市長を会長として、法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、市域の防災に関する重要事項等について、市長の諮問に応じて調査、審議並びに意見を述べる。

1-2 基本理念

この計画は、災害対策基本法に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

防災関係機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていくと同時に、市民等や事業者が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民等や事業者、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

市民等や事業者においても、目的、基本理念に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

1-3 計画の構成

本市域に発生することが予想される震災に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

(1) 災害予防・応急対策

災害予防対策の観点から、災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための措置並びに、災害応急対策の観点から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置について基本的な方針を定める。

(2) 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針を定める。

1-4 区地域防災計画

各区役所においては、本計画を基に、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる防災計画の基本的な事項を検討し、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にした区地域防災計画を作成し、各区の防災力の向上に努める。

また、計画の進捗状況を把握するとともに、その結果を公表する。

1-5 地区防災計画

一定地区内の市民及び事業者は、当該地区の特性や想定される災害等に応じた防災計画を作成することで、地区における防災力の向上に努める。

大阪市防災会議は地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときに、地区防災計画を大阪市地域防災計画に、その内容を位置づける。

また、当該区の特性や想定される災害等に応じ、区長は区地域防災計画に位置付ける。

危機管理室及び区は、市民及び事業者による地区防災計画の作成を支援する。

【第9節に再掲】

1-6 用語等の定義

(1) 災害

法第2条第1号に規定する災害をいう。

「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」

(2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3) 事業者

市内で事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 市民等

市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(5) 自主防災組織

法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災又は津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

1-7 法令等との整合

この計画は、本市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

また、この計画は大阪府地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪府地域防災計画に準ずる。

1-8 計画の修正

大阪市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。各防災関係機関は、修正すべき事項がある場合には、計画修正案を大阪市防災会議に提出する。

なお、本市・指定公共機関等は、防災計画間の必要な調整、大阪府から本市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

1-9 計画の習熟及び推進

本市及び指定公共機関等は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

なお、市は地震防災対策特別措置法に基づき策定した、大阪府地震防災緊急事業五箇年計画に従い、事業の推進を図る。

また、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月 27 日）」に基づく「南海トラフ地震に係る防災対策推進地域」に指定（平成 26 年 3 月 31 日）されており、①避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、③防災訓練に関する事項などを定めた「南海トラフ地震対策推進計画」を作成し、本計画に基づき南海トラフ地震対策の推進を図るものとする。

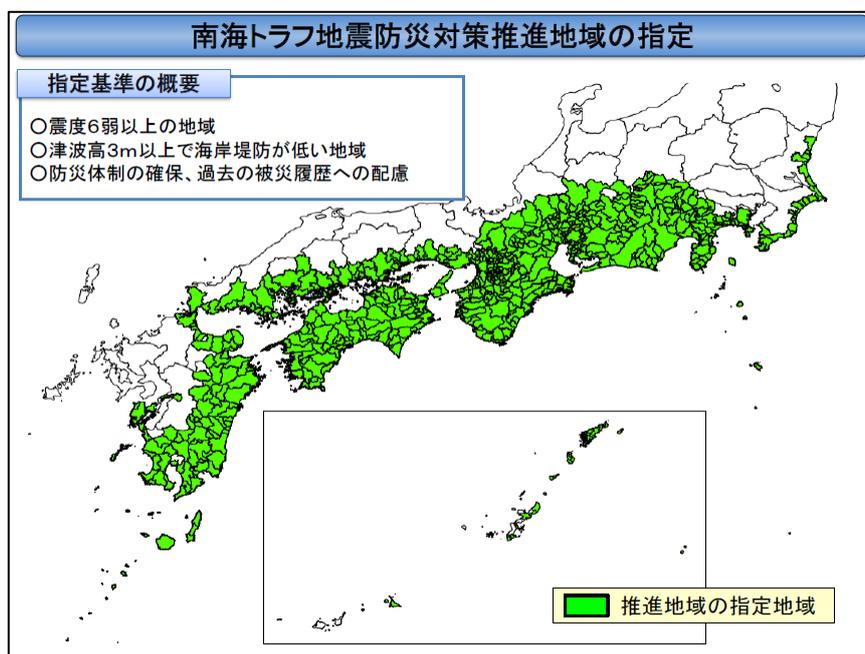


図 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 (地図)

(出典：内閣府「南海トラフ地震対策」平成 26 年 3 月 28 日

(<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>, 2017 年 4 月 11 日最終閲覧) より)

1-10 大阪市防災・減災条例

大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、本市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した「大阪市防災・減災条例」（平成 26 年大阪市条例第 139 号）（平成 27 年 2 月 1 日施行）を制定した。

本市ではこれまでも、阪神・淡路大震災等を教訓に、防災・減災対策として、自主防災活動の促進などのソフト対策や、施設の耐震化などのハード対策に取り組んできているが、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、人的被害、物的被害を最小限にとどめるためには、本市のみで対処することには限界がある。

防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、本市をはじめとした行政による「公助」だけでなく、市民、事業者による「自助」「共助」による取組の訴求と促進を図っていく必要があることから、本条例では市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の防災・減災に対する基本的な考え方を踏まえた基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明確にし、それぞれが責務と役割を果たしながら、防災・減災対策の推進を図っていくことにより、災害に強いまちの実現に資することを目的としている。

本市は、大地震が発生した場合に、市民等及び事業者の生命、身体及び財産を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。

地震は、突発的に発生し、広範囲において多大な被害が生じ、かつ様々な災害要因が複合することから、防災行政を担当する各所管部局において、地震に関する多様な調査研究を行い、その結果を公表するとともに、総合的、計画的な防災対策の実施、推進に活かしていく。

(2) 計画の内容

調査研究する事項は以下のとおりとする。

ア 自然環境・社会環境に関する調査

本市の活断層などの地盤状況や地震観測等の自然条件に関するデータ、公共施設の耐震性や市民等の防災意識等の社会条件に関するデータ、及び他の震災事例等の収集、分析等の調査を行う。

イ 地震規模・地震被害に関する調査研究

地震規模の想定、被害想定等を総合的に実施するための調査研究を行う。

ウ 震災対策に関する調査研究

震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を行う。

1-11 大阪市地域防災アクションプラン

本市では、平成23年3月の東日本大震災の教訓や、今後発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定、災害対策基本法等の各種法改正等を踏まえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示してきた。

さらに平成27年9月には、修正した「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害（豪雨による河川氾濫、内水氾濫、台風、高潮）など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取り組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を策定した。

令和2年3月には、大阪府北部地震や平成30年台風第21号等により顕在化した教訓等をふまえて「大阪市地域防災計画」を修正し、また、令和2年6月には、「大阪市地域防災アクションプラン」を「Ver.2.0」として修正し、令和6年度まで進捗評価を行いながら取組みを進めていくこととしている。

1-12 地震被害軽減のための調査研究

(1) 基本方針

本市は、大地震が発生した場合に、市民等及び事業者の生命、身体及び財産を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。

地震は、突発的に発生し、広範囲において多大な被害が生じ、かつ様々な災害要因が複合することから、防災行政を担当する各所管部局において、地震に関する多様な調査研究を行い、その結果を公表するとともに、総合的、計画的な防災対策の実施、推進に活かしていく。

(2) 計画の内容

調査研究する事項は以下のとおりとする。

ア 自然環境・社会環境に関する調査

本市の活断層などの地盤状況や地震観測等の自然条件に関するデータ、公共施設の耐震性や市民等の防災意識等の社会条件に関するデータ、及び他の震災事例等の収集、分析等の調査を行う。

イ 地震規模・地震被害に関する調査研究

地震規模の想定、被害想定等を総合的に実施するための調査研究を行う。

ウ 震災対策に関する調査研究

震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を行う。